

## 豊田市建設工事総合評価方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市が発注する建設工事に係る総合評価方式による一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「総合評価方式」とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術力及び信頼性・社会性の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(組織及び委員)

第3条 総合評価方式を円滑に実施するために、豊田市総合評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、学識経験者の外部委員と事務の執行機関である総合評価推進部会（以下、「部会」という。）委員から成る。

3 委員長は、外部委員の中から外部委員の互選により決定する。

4 外部委員は、総合評価方式について学識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

5 外部委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

6 部会の委員は、総務部調整監を部会長に、技術管理課、建築住宅課、土木課、(上下水)総務課、下水道建設課から成る。

7 委員は非常勤とする。

8 委員長に事故のあるときは、総務部調整監がその職務を代理する。

9 委員会及び部会の事務局は、契約課とする。

10 委員会及び部会の役割、会議の開催については、総務部調整監が別に定める。

(適用対象工事)

第4条 総合評価方式により入札を行う工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 入札者が提示する総合的な性能・機能、社会的要請等の提案（以下「技術提案」という。）等、施工計画及び労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上及び雇用の創出等に関する提案、入札者の技術力及び信頼性・社会性（以下「企業の技術力等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(2) 入札者が提示する簡易な施工計画、労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上及び雇用の創出等に関する提案及び企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(3) 前号のうち、簡易な施工計画を除き、企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(評価の方法)

第5条 総合評価方式による評価の方法は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計（以下「加算点」という。）と当該入札価格（補償費等の支出額等を評価する場合には、入札価格にその費用を加算した価格）を基に、次の各号のいずれかの方法を採用して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(1) 除算方式

評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）／入札価格

(2) 加算方式

価格評価点＝100×（1－入札価格／予定価格）

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2 総合評価方式の型式は次のとおりとする。

(1) 高度技術提案型・標準型 前条第1号の工事に該当する場合

(2) 簡易型 前条第2号の工事に該当する場合

(3) 特別簡易型 前条第3号の工事に該当する場合

(学識経験者の意見聴取)

第6条 部会は、総合評価方式を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ委員会を開催して学識経験者である外部委員過半数の意見を聴かなければならない。

2 部会は、前項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときにも改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて、外部委員の意見を聴くものとし、学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときには、あらかじめ委員会を開催して外部委員過半数の意見を聴かなければならない。

(入札の公告)

第7条 契約担当課は、総合評価方式で発注しようとする場合は、入札公告を行う際に、次の事項について公告する。

(1) 総合評価方式の工事である旨

(2) 当該総合評価方式に係る評価項目

(3) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準

(4) 第13条の規定により、最低評価点を設定する場合における最低評価点等

(技術提案等の提出)

第8条 入札参加希望者は、技術提案書（施工計画）等（以下「提案書」という。）を入札参加資格確認申請の際に併せて提出するものとする。

(落札者決定基準)

第9条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

(低入札調査基準価格及び失格基準)

第10条 総合評価方式は、第12条に規定する評価値の最も高い者が、豊田市低入札価格調査等実施要綱第4条に規定する低入札調査基準価格を下回った場合、同要綱第4条から第9条までの規定を準用する。

(評価基準)

第11条 総合評価における各方式の評価基準は、以下のとおりとする。

(1) 評価項目

ア 評価項目は、工事単位に施工上の課題及び世情を勘案し別表1に掲げる評価項目の中から設定する。

イ 標準型で実施する場合については、必要に応じ部会が別途定めるものとする。

(2) 加算点

ア 各評価項目の評価に応じて与えられる得点を加算点という。

イ 除算方式を採用した場合は、入札参加資格要件を満たした場合にあっては、標準点として100点を付与する。

ウ 加算点は、20点から50点を基本とする。ただし、部会が認めた場合は、この限りではない。

エ 加算点は、原則として次の基準に従って配分する。

i 施工計画、労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上及び雇用の創出等の加算点は、10点～20点とする。

ii 上記以外の評価項目の加算点は、10点～30点とする。

オ 加算点は、概ね次の基準により設定する。

i 施工計画は、原則として標準案を0点としてそれを上回る提案に加算する。

ii 施工計画以外の評価項目については、要求した要件を満たしている場合に加算する。

(3) その他評価に必要な事項

補償費等の支出額等を評価する場合には、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

(落札者決定の方法)

第12条 落札者を決定しようとするときは、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 評価値が次の式によって算出する基準評価値を下回っていないこと。

ア 除算方式

基準評価値＝標準点／予定価格

イ 加点方式

基準評価値＝0

(3) 入札に係る性能等が、入札公告において明らかにした技術的要件のうち、求める評価項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(最低評価点の設定)

第13条 部会は、工事の目的により最低評価点を設定できることとする。

2 部会は、最低評価点に達しない者については、入札の参加を却下できるものとする。

(提案書の審査)

第14条 提案書の審査は、原則、担当課で行うものとする。ただし、必要に応じて、部会での審査を行うものとする。

2 提案書の審査にあたっては、性能等の確保、施工の確実性・安全性及びその他の項目について評価するものとする。

(提案書類の作成費用)

第15条 入札参加者が提案書の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年11月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表1 評価項目

審査項目	評価項目
施工計画	①施工計画の実施手順の妥当性 ②工期設定の適切性 ③施工上配慮すべき事項の適切性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 与条件との整合性</li> <li>・ 理解度</li> <li>・ 対応方針の裏付け</li> <li>・ その他</li> </ul>
労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上及び雇用の創出等	①労働者への法令を上回る賃金等の支払いに関する提案及びその検証方法 ②労働者に対する法令を上回る労働条件に関する提案及びその検証方法 ③雇用の創出に関する提案及びその検証方法 ④その他
企業の施工実績	①過去10年間以内の同程度内容以上の工事の施工実績の有無 ②過去2年間以内の工事成績評定値の平均点 ③過去2年間以内の優良工事認定の有無 ④過去2年間以内の安全管理優良請負者表彰の有無 ⑤過去2年間以内のイメージアップ優良工事表彰の有無 ⑥その他
配置予定技術者の能力	①主任（監理）技術者の保有する資格 ②過去10年間以内の同程度内容以上の工事の主任（監理）技術者等の施工経験の有無 ③過去10年間以内の同程度内容以上又は同種工事の主任（監理）技術者等の工事成績評定値 ④過去2年間以内の優良工事技術者表彰の有無 ⑤継続教育（CPD）の取り組み状況 ⑥その他
地理的要件	①地域内における本支店、営業所の所在地の有無 ②過去10年間以内の近隣地域での施工実績の有無
社会貢献度	①ISO14001又はエコアクション21等の認証取得の有無 ②地球温暖化防止のためのCO2排出量削減などの企業としての取り組み ③障がい者を基準（法律に規定）以上に雇用の有無 ④男女共同参画社会実現への貢献制度導入の有無 ⑤その他
地域貢献度	①過去5年間以内の災害協定等に基づく協定書の締結及び活動実績等の有無 ②地域活動への貢献 ③その他

審査項目	評価項目
その他	その他特に必要とする評価項目 ・ I S O 9 0 0 1 の認証取得の有無 ・ 従業者雇用に関し各種社会保障制度等の加入の有無 ・ 従業者雇用賃金の適正支給の有無 ・ 過去5年間、本市における入札参加停止措置の有無 ・ その他